

## 藤沢市民病院入院セット提供販売等実施事業者募集要項

### 1 目的

藤沢市民病院（以下「当院」という。）において、入院患者に対して、入院生活に必要な病衣、タオル、紙おむつ等の物品のセット（以下「入院セット」という。）の貸出し及び提供業務を行う事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定するため、必要な事項について定めるもの。

### 2 事業概要

別紙仕様書のとおり

### 3 入札参加資格

法人、任意団体を問わず、次の（１）から（５）を満たす場合に応募することができる。

- （１） 事業者は、入院セットのうち、リネン類の洗濯を定期的に行う施設については、寝具類洗濯業務に係る「医療関連サービスマーク」の認定を受けていること。また、災害対策の観点から、洗濯工場を当院から１時間以内に配送可能な場所に有していること。
- （２） リネン類の品質管理が徹底されるよう洗濯は自社工場で実施すること。なお、洗濯工場を有しない場合は、前記条件に適合する洗濯工場を有する業者に、洗濯業務を委託することができる。
- （３） 工場からのリネン類の集配回数は平日（藤沢市の休日を定める条例（平成元年３月３１日条例第２４号）に規定する休日を除く）に１日１回以上とし、「平成５年２月１５日指第１４号厚生省健康政策局指導課長通知」に定める衛生基準等各種法令・通知に従って適正に処理すること。
- （４） 応募時点で、２５０床以上の病院施設において、入院セット提供等実施事業を３年以上継続して運営した実績を有していること。
- （５） 応募時点で、次の項目をすべて満たしていること。
  - ア 藤沢市の指名停止を受けていないこと。ただし、募集日後から落札者決定日までの間に藤沢市の指名停止を受けた場合は、指名を取り消すこととする。
  - イ 個人にあっては、藤沢市暴力団排除条例（平成２３年条例第１８号）第２条に規定する暴力団員等ではないこと。法人にあっては、暴力団経営支配法人等ではないこと。ただし、募集日後から事業者決定までの間に当該事実が判明した場合については、指名を取り消すこととする。

- ウ 更生手続開始の申立て及び再生手続開始の申立てがないこと。
- エ イの申立てがある場合は、更生手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けて藤沢市長から再度認定されていること。ただし、募集日後から事業者決定日までの間に当該申立てがあった者については、指名を取り消すこととする。
- オ 市町村税及び国税に滞納がないこと。

## 4 申込受付

### (1) 提出書類

申込みに当たっては、次の書類を提出すること。

- ア 応募申込書兼誓約書（様式第1号）
- イ 本事業のリネン類の洗濯に使用する施設の所在地がわかる書類
- ウ 本事業のリネン類の洗濯に使用する施設の寝具類洗濯業務に係る医療関連サービスマーク認定証書の写し
- エ 250床以上の病院施設との、入院セット提供等実施事業に係る契約書の写し（250床以上の病院施設と契約が複数ある場合は、病床数の多い施設との契約書の写し（上限3件）を提出すること。）
- オ 納税証明書（市町村税及び国税（写し可））
- カ その他証明書類等（写し可）

① 法人の場合…印鑑証明書、履歴事項全部証明書、財務諸表

② 任意団体の場合…団体規約、役員名簿、事業報告書、収支報告書

※納税証明書、印鑑証明書及び履歴事項全部証明書は発行後3か月以内のものを提出すること。

※納税証明書は、市町村税については、申込者の住所（法人の場合は本社）のある市町村の税担当窓口にて交付される「未納がないことを証する納税証明書」を、国税については申込者の住所又は所在地を管轄する税務署にて交付される「未納がないことを証する納税証明書（個人の場合その3の2、法人の場合その3の3）」を提出すること。

※納税証明書が発行されない（課税されていない）場合は、納税証明書は不要とする。

※医療関連サービスマーク認定証書の写しは、有効期限内のものを提出すること。

### (2) 提出方法及び提出先

申込みは郵送又は持参によるものとし、次の提出先に必要な書類を提出すること。  
なお、郵送の場合は書留とすること。

(提出先)

藤沢市民病院 病院総務課 経営企画担当

〒251-8550 神奈川県藤沢市藤沢 2-6-1

(3) 受付期間

2026年(令和8年)6月19日(金)から2026年(令和8年)6月25日(木)まで

持参:最終日の午後5時までに持参

郵送:最終日の午後5時までに必着

## 5 質問受付期間

(1) 提出書類

質問書(様式第2号)

(2) 提出方法

藤沢市民病院 病院総務課経営企画担当まで電子メールで提出すること。

(「12 問合せ先」参照)

(3) 提出期間

2026年(令和8年)6月19日(金)午前9時から2026年(令和8年)6月25日

(木)午後5時まで

(4) 回答方法

2026年(令和8年)6月26日(金)までに、質問書に記載されたメールアドレスに回答するものとする。なお、口頭、電話による質問は受け付けない。

## 6 入札

(1) 入札及び開札の日時

2026年7月1日(水) 午前10時

(2) 入札及び開札の場所

藤沢市民病院 東館4階第1会議室

(3) 入札時に持参する書類

ア 入札書(様式第3号)

イ 入院セット販売予定価格書(様式第4号)

ウ 委任状(様式第5号)

※ 所定の様式に必要事項を記載して記名押印をすること。記載する入札金額は、毎月の貸付料(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)とする。なお、委任状は代理人が入札する場合に記載すること。

## 7 入院セット販売予定価格書

入院セット販売予定価格書は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を記載することとし、「入院セット提供等実施事業仕様書」別表に記載の各セットの販売上限価格を超えないよう留意すること。販売上限価格を超えた金額を記載した場合や、不記載の項目がある場合は、当該応募申込書は無効とする。なお、事業の実施に当たっては、入院セットに含まれる売り切り商品（コップ、歯ブラシ等の消耗品）については、事業者決定後、当院と協議の上で販売上限価格を超えない範囲で販売価格を決定する。

## 8 実施事業者の決定

- (1) 応募書類の審査を行い、「3 入札参加資格」に定める資格を全て満たしている事業者を選定対象者とする。
- (2) 選定対象者のうち、入院セットの販売予定価格が「入院セット提供等実施事業仕様書」別表に定める各セットの販売上限価格を超過しておらず、かつ、施設貸付料が最も高い額で応募申込みを行った者を実施事業者とする。なお、各セットの販売価格が販売上限価格以下で、かつ、施設貸付料が同じ応募が2者以上ある場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより選定する。

## 9 契約の締結

- (1) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて実施事業者の負担とする。
- (2) 契約は申込者名義で行うこととする。

## 10 実施事業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、実施事業者としての決定を取り消すこととする。

- (1) 正当な理由なく契約手続に応じなかった場合
- (2) 実施事業者が応募資格を失った場合

## 11 問合せ先

藤沢市民病院 病院総務課 経営企画担当

〒251-8550 神奈川県藤沢市藤沢 2-6-1

電話：0466-25-3111（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

メールアドレス：fj4-byoin-s@city.fujisawa.lg.jp

(参考)

## 藤沢市公有財産規則 (抄)

(行政財産の貸付け)

第 27 条 次条から第 34 条まで (第 30 条第 2 項を除く。) の規定は、行政財産の貸付けについて準用する。

2 第 16 条第 2 項の規定は、前項に基づき第 30 条第 1 項第 2 号を準用する場合を除き、行政財産の貸付期間について準用する。

(貸付申出の手続)

第 28 条 普通財産を借り受けようとする者は、競争入札の方法による場合その他市長等が必要がないと認める場合を除き、公有財産借受申込書を市長等に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第 29 条 市長等は、前条に規定する申込書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、貸付けを行うこととした場合には速やかに契約手続を行うものとする。

(貸付期間)

第 30 条 普通財産の貸付期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める期間を超えることができない。

- (1) 建物の所有を目的とする土地を貸し付ける場合 (次号に掲げる場合を除く。) 30 年
- (2) 借地借家法 (平成 3 年法律第 90 号) 第 22 条第 1 項又は同法第 23 条第 1 項の規定により契約の更新又は建物の築造による存続期間の延長がない旨の特約を定めて土地を貸し付ける場合 同法第 22 条第 1 項の規定による特約を定めるものにあつては 50 年以上で市長等が別に定める期間、同法第 23 条第 1 項の規定による特約を定めるものにあつては 30 年以上 50 年未満で市長等が別に定める期間
- (3) 一時使用をさせるため、土地又は建物を貸し付ける場合 1 年
- (4) 前 3 号に掲げる場合以外で土地又は建物を貸し付ける場合 5 年 (市長等が必要と認める場合は、10 年)
- (5) 無体財産権 (地方自治法第 238 条第 1 項第 5 号に掲げる権利をいう。以下同じ。) の利用の許諾をする場合 15 年
- (6) 前各号に掲げる普通財産以外の普通財産を貸し付ける場合 1 年

2 第 16 条第 2 項の規定は、前項 (第 2 号を除く。) の貸付期間について準用する。

(貸付料)

第 31 条 普通財産を貸し付けるときは、地価、近傍の固定資産税の課税標準となるべき価格、不動産鑑定評価、他の公有財産の貸付状況等を参考にして、普通財産の貸付けに係る貸付料 (以下「貸付料」という。) を適正に定めなければならない。

(貸付料の改定)

第 32 条 普通財産の貸付料は、社会経済情勢の変動その他の理由により、その額が実情にそぐわなくなったときは、速やかに適正な額に改定するものとする。

(連帯保証人)

第 33 条 市長等は、普通財産を貸し付ける場合は、第 29 条の契約により定める額を上限として貸付料の支払について連帯して義務を負う者（以下「連帯保証人」という。）を立てさせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、連帯保証人を立てさせないことができる。

- (1) 借受人が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である場合
- (2) 貸付料を貸付期間の初日までに全額納付する場合
- (3) 保証人に代わる確実な担保を提供する場合
- (4) 普通財産を借り受けようとする期間が1年以下である場合
- (5) その他市長等が借受人の資力、信用等から判断してその必要がないと認める場合

2 前項の連帯保証人は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 第 29 条の契約により貸付料の支払について連帯して義務を負う上限の額貸付料の年額に相当する固定資産又は所得を有すること。
- (2) 市長等が特に認めた場合を除き、藤沢市内に住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を有すること。

3 連帯保証人が前項の資格要件を欠いたときは、新たに連帯保証人を立てなければならない。

(入札保証金)

第 34 条 藤沢市契約規則（昭和 37 年藤沢市規則第 46 号）第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、普通財産の貸付に係る一般競争入札にあつては、入札保証金の率は、当該入札に係る予定価格の 100 分の 10 以上とする。

病院指標

|             | 令和 5 年度            | 令和 6 年度   | 令和 7 年度   |
|-------------|--------------------|-----------|-----------|
| 病床数（床）      | 536 床              | 536 床     | 536 床     |
| 年間延入院患者数（人） | 159,350 人          | 166,991 人 | 167,635 人 |
| 日平均患者数（人）   | 436.6 人            | 457.5 人   | 459.3 人   |
| 平均在院日数（日）   | 9.9 日              | 10.4 日    | 10.4 日    |
| 病床稼働率（%）    | 81.2%              | 85.4%     | 85.7%     |
| 分娩件数        | 508 件              | 461 件     | 425 件     |
| 面会時間        | 原則 午後 3 時～午後 7 時まで |           |           |